佐倉市指定給水装置工事事業者の
指定申請事務に係る手引き

給水装置の新設・改造・修繕・撤去などの工事は、指定給水装置工事事業者が行うよう法律（水道法第 16 条の 2 第 2 項）で定められていますので、佐倉市水道事業の指定給水装置工事事業者以外の業者は工事を行うことができません。

指定申請関連の手数料については、佐倉市給水条例が契約の内容となります。

令和６年４月改正

佐倉市上下水道部

目　次

●申請・届出を受付ける場所とお問い合わせ先 ..... - 1 -

●指定の基準（法第２５条の３） ..... - 2 -

１　新規に指定を申請するみなさまへ ..... - 3 -

２　指定の更新を申請するみなさまへ ..... - 7 -

３　指定事項の変更等について ..... - 12 -

４　指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出 ..... - 16 -

５　指定証の紛失、毀損による再交付を受けるとき ..... - 17 -

～申請書と各届出の記入例～ ..... - 18 -

様式第１（第１８条関係） ..... - 19 -

別表（第１８条関係） ..... - 21 -

様式第２（第１８条関係及び第３４条関係） ..... - 22 -

様式第３（第２２条関係） ..... - 23 -

様式第１０（第３４条関係） ..... - 24 -

様式第１１（第３５条関係） ..... - 25 -

別記　様式第１号 ..... - 26 -

別記　様式第２号 ..... - 27 -

別記　様式第３号 ..... - 29 -

【指定給水装置工事事業者の処分に係る関係法令】 ..... - 34 -

●申請・届出を受付ける場所とお問い合わせ先

佐倉市上下水道部

（担当）　佐倉市上下水道総合案内センター

（住所）　千葉県佐倉市海隣寺町９７番地

ＴＥＬ　０４３－４８５－１１９１

営業時間　８：３０～１７：１５（土日、休日、年末年始を除く）

申請、届出の受付は随時行っています。

なお、ＦＡＸ、郵送、Ｅメールでの受付けはしていませんので、必ず窓口までお越しください。

（注）本文での文言の定義は以下のとおりとします。

１　「法」とは水道法をいう。

２　「施行規則」とは水道法施行規則をいう。

３　「事業者規程」とは佐倉市指定給水装置工事事業者規程をいう。

４　「指定工事事業者」とは佐倉市指定給水装置工事事業者をいう。

５　「主任技術者」とは給水装置工事主任技術者をいう。

●指定の基準（法第２５条の３）

① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

② 厚生労働省令で定める（施行規則第２０条）機械器具を有する者であること。

施行規則第２０条で規定する機械器具

① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

④ 水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置の工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

ニ 法第２５条の１１の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの。

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

（参考）

事業所ごとに選任されることとなる者を置くことが指定の基準とされている給水装置工事主任技術者の資格試験は、公益財団法人　給水工事技術振興財団（厚生労働大臣より指定を受けた試験機関）で行っています。

１　新規に指定を申請するみなさまへ

１．１　指定給水装置工事事業者とは？（法第１６条の２）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施工しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあっては、その基準（法第２５条の３）に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

１．２　新規指定手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書		●	●	表面と裏面、必ず両方記入してください。
添付書類	機械器具調書（別表）	●	●	機械器具の写真
	誓約書（様式第 2）	●	●	
	住民票		●	発行日から 3 か月以内
	定款	●		余白に代表者の原本証明を記載してください。
	登記簿謄本又は登記事項証明書	●		発行日から 3 か月以内
	給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第 3）	●	●	指定後 14 日以内に届出。ただし、新規申請と同時に提出も可能
	選任される主任技術者の免状（写し）	●	●	
	会社の位置図	●	●	会社の位置を把握できる住宅地図の写し等。会社の内部、外観の写真
	事業運営に関する確認書（新規）	●	●	

※提出申請書類は佐倉市上下水道部ホームページからダウンロードするか、佐倉市上下水道部の窓口にて配布しています。

１．３　申請方法

持参

１．４　申請手数料

２２，０００円

１．５　審査期間

申請から納付書発行までは、おおむね 10 日間（営業日）です。
また、手数料納付済確認後から指定日まで 7 日間（営業日）です。
審査期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。

・申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
・申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
・申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する日数

１．６　指定日

毎月 20 日までの手数料の納付の確認後、翌月月初に指定します。

１．７　指定証の交付

指定給水装置工事事業者手数料を納付確認後、上記指定日に指定証を交付します。
　併せて遵守事項等の説明を行います。
（詳しい日程は、受付窓口にご確認ください。）

１．８　指定有効期間

5 年間とします。（指定日から 5 年後の前日まで）
水道法第２５条の３の２の規定による

１．９　指定までのながれ

申請書の提出　⇒　水道法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。
審　　査　⇒　指定の基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。
手数料の納付　⇒　指定給水装置工事事業者手数料を納入します。
１件につき　２２，０００円
指　　定　⇒　手数料を納入し、指定要件を満たしていれば指定されます。
指定証の交付　⇒　指定証を交付する日に佐倉市における施行要領等について説明をします。
公　　告　⇒　指定工事事業者として指定されたことを公告します。（法第２５条の３）
主任技術者の選任　⇒　指定を受けた日から２週間以内に選任の届出をします。

指定の申請についてのイメージ

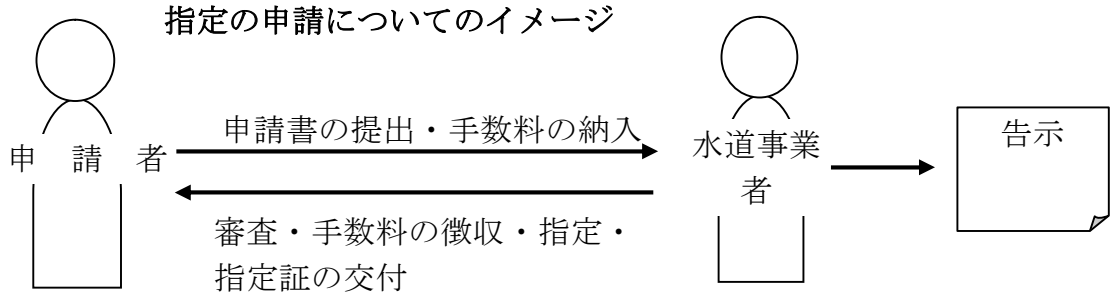

１．１０　申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

①　日付は申請書を提出する日を記入してください。

②　「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア　「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

イ　「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ウ　「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

【個人の場合】

ア　「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

イ　「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ウ　「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③　「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

イ　「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第３２９条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

ロ　合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④　「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款もしくは登記事項証明書に記載されている「目的」をすべて記入してください。

⑤　「事業所」の記入についての注意事項

イ　当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

ロ　「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、佐倉市ホームページへの掲載事項となるので、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記入してください。

⑥　「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合は、上下水道部と十分協議してください。また、他の指定事業者と兼務になる場合も、十分な協議を行い、指示を受けてください。

《機械器具調書》

① 「年月日現在」は、申請日を記入します。

② 給水装置工事を「切断」、「加工」、「接合」、「漏水の確認」といった４種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。

施行規則第２０条に規定されている管の切断用機械器具「金切りのこ」等、管の加工用機械器具「やすり」等、管の接合用機械器具「パイプレンチ」等、漏水の確認用機械器具「テストポンプ」は、それぞれ４種に分類し、各１台以上記入します。

また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず４種の範囲で記入します。それ以外のものを記入することは避けてください。

《誓約書》

① 誓約する日付も申請日を記入します。

② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入します。

「誓約書」は、法人にあっては役員全員が法第２５条の３に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

《事業運営に関する確認書》

① 日付は申請書を提出する日を記入してください。

② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

【個人の場合】

ア 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③ 「営業時間等」、「漏水修繕対応の可否」、「対応工事等」、「その他」

ア 各項目ごとにウェブサイト等への公表の可否を記入

２　指定の更新を申請するみなさまへ

２．１　更新制度について

令和元年 10 月 1 日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から 5 年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

令和元年 10 月 1 日以前に指定を受けている指定工事事業者のみなさまには、政令の規定により指定を受けた日により初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間	指定番号
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日までの 1 年間	～　84
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日までの 2 年間	～ 182
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間	～ 235
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間	～ 308
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間	309～377

毎年４月ごろ、更新手続きの通知を郵送にてお送りします。また、有効期限直前にも再度更新手続きがされていない事業者に対して再度通知をお送りします。指定事業者におかれましても更新期限の管理をお願いいたします。

２．２　指定の更新手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第 1）		●	●	表面と裏面、必ず両方記入してください。
添付書類	機械器具調書（別表）	●	●	機械器具の写真（種類ごと）
	誓約書（様式第 2）	●	●	
	住民票		●	発行日から 3 か月以内
	定款	●		余白に代表者の原本証明を記載してください。
	登記簿謄本又は登記事項証明書	●		発行日から 3 か月以内
	給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第 3）	●	●	指定後 14 日以内に届出。ただし、更新申請と同時に提出も可能
	選任される主任技術者の免状（写し）	●	●	
	会社の位置図	●	●	会社の位置を把握できる住宅地図の写し等。会社の内部、外観の写真
	事業運営に関する確認書（更新）	●	●	
	指定給水装置工事事業者指定証の写し	●	●	

※提出申請書類は佐倉市上下水道部ホームページからダウンロードするか、佐倉市上下総合案内センターの窓口にて配布しています。

２．３　更新申請時期

更新手続きの通知以降にお願いします。

２．４　申請方法

窓口へ持参

２．５　指定更新手数料

１０，０００円（令和 6 年 9 月 30 日以降の申請受付から、１５，０００円）

２．６　審査期間

申請から納付書発行まで、おおむね 10 日間（営業日）です。

審査期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。

・申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
・申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
・申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する日数

２．７　指定日

講習会を受講した日となります。

２．８　指定証の交付

別途講習会実施日に更新手数料の納付を確認し、講習会終了後に講習会修了証と指定証を交付します。

２．９　指定有効期間

5年間とします。（前回の有効期間満了翌日から5年後の前日まで）
申請書類に必要事項を記入のうえ、提出書類を添えて申請をしてください。
申請書類は佐倉市上下水道部ホームページからダウンロードするか、佐倉市上下水道総合案内センターの窓口にて配布しています。

２．１０　指定までのながれ

申請書の提出　⇒　水道法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。
審　　査　⇒　指定の基準を満たしているか､書類に不備はないかを審査します。
手数料の納付　⇒　指定給水装置工事事業者更新手数料を納入します。
１件につき　１０，０００円
※令和6年9月30日以降は、１５，０００円となります。
指　　定　⇒　手数料を納入し、指定要件を満たしていれば指定されます。
指定証の交付　⇒　講習会（30分程度）終了後、講習会場で講習修了証と指定証を交付します。
公　　示　⇒　指定工事事業者として指定更新されたことを公示します。（法第２５条の３）
主任技術者の選任　⇒　指定を受けた日から２週間以内に選任の届出をします。

指定の申請についてのイメージ

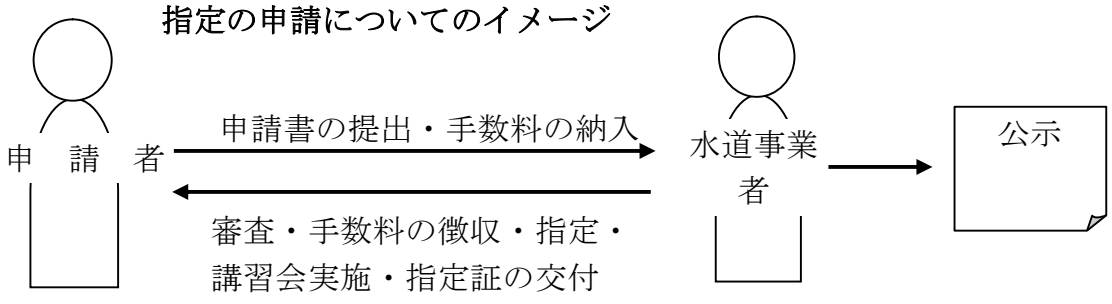

２．１１　申請書の記入に係る諸注意

《申請書》《機械器具調書》《誓約書》については、１．１０参照

《事業運営に関する確認書》

①　日付は申請書を提出する日を記入してください。

②　「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア　「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

イ　「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ウ　「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

【個人の場合】

ア　「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

イ　「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ウ　「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③　指定給水装置工事事業者研修等の受講実績についての注意事項

ア　指定を受けている事業体の研修受講年月日を記入してください。

イ　受講を証明する書類の写しを添付してください。

ウ　公表の可否どちらかに〇で囲んでください。

エ　研修会が開催されている場合の未受講の場合は、その理由を記入してください。この欄については、非公表とします。

④　営業時間等について注意事項

ア　営業時間等のウェブサイト等への公表の可否を記入

イ　休業日について記入。年末、年始等も記入

ウ　営業時間を記入

エ　修繕対応時間を記入

⑤　漏水等修繕対応の可否について注意事項

ア　漏水等修繕対応の可否についてのウェブサイト等の公表の可否を記入

イ　該当部に〇をつけてください。その他の欄は詳細な内容を記入することも可能

⑥　対応工事等の注意事項

ア　対応工事等のウェブサイト等への公表の可否を記入する。

イ　配水管の分岐から水道メーター、又は水道メーターから宅内給水装置までの対応するかそれぞれを記入する。

⑦　その他　記入の注意事項

ア　ウェブサイト等への公表の可否を記入する。

イ　緊急時連絡先を記入する。

⑧　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績について

ア　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のための研修受講実績を記入してください。

イ　受講者氏名（個人情報のため公表対象外）、研修会名・実施団体名、受講年月日を記入してください。

ウ　受講を証明する書類の写しを添付してください。

⑨　過去１年以内の給水装置工事実績

３　指定事項の変更等について

３．１　主任技術者の選任又は解任の届出について（法第２５条の４、施行規則第２１条・第２２条）

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。この選任は、指定工事事業者の指定を受けた日から２週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。（法２５条の４）

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

（１）主任技術者の選任又は解任の手続き（施行規則第２２条）

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任解任届出書（施行規則様式第３）

●提出する書類（添付書類）

選任時のみ、主任技術者免状の写し（交付番号等確認のため）

（２）届出を要する事項および届出の期限

①　新たに指定を受けたとき

⇒　指定工事事業者の指定を受けた日から２週間以内

②　選任した主任技術者が欠けるに至ったとき

⇒　当該理由が発生した日から２週間以内

③　選任した主任技術者を解任したとき　⇒　遅滞なく届け出てください。

④　主任技術者を追加して選任したとき　⇒　遅滞なく届け出てください。

（３）その他留意事項

①　指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。

②　主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。

その際、指定を受ける水道事業者と十分協議のうえ、選任してください。

また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

３．２　指定事項の変更の届出について（法第２５条の７、施行規則第３４条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定めています。

（１）組織に変更があった場合や合併の場合は以下のような届出が必要です。

<table>
<tr><th>申請者</th><th>内容</th><th>具体例</th><th>届出方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">個人事業主</td><td>組織変更</td><td>個人事業主から法人に変更
（法人→個人も同様の扱い）</td><td>個人は廃止届
法人は指定申請</td></tr>
<tr><td>相続</td><td>個人が死亡し、相続人等が事業を継続したい時</td><td>廃止届、相続人は指定申請</td></tr>
<tr><td rowspan="7">法人</td><td rowspan="3">組織変更</td><td>合同会社、合名会社、合資会社から株式会社</td><td rowspan="3">指定事項変更届</td></tr>
<tr><td>有限会社→株式会社</td></tr>
<tr><td>合同会社、合名会社、合資会社間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">合併</td><td>指定店Ａが指定店Ｂを吸収合併</td><td>Ａは指定事項変更届、Ｂは廃止届</td></tr>
<tr><td>指定店Ａと指定店Ｂが合併し新会社Ｃを設立</td><td>Ａ、Ｂともに廃止届
Ｃが指定申請</td></tr>
<tr><td>会社Ａが指定店Ｂを吸収合併</td><td>Ａは指定申請、Ｂは廃止届</td></tr>
<tr><td>会社Ａと指定店Ｂが合併し、新会社Ｃを設立</td><td>指定店Ｂは廃止届、Ｃが指定申請</td></tr>
</table>

※企業形態等の変更は、佐倉市上下水道部独自の取扱になるので、他の事業体の取扱は当該事業体にお問い合わせください。

（２）指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第１０）

●提出する書類（添付書類）

届出の種類			定款（財団法人の場合は寄付行為）	登記簿謄本	住民票	誓約書	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	●	●	－	－	
		個人	－	－	●	－	
	住所	法人	●	●	－	－	※１
		個人	－	－	●	－	※１
	代表者	法人	●	●	－	●	
	役員	法人	－	●	－	●	
主任技術者の選任・解任		法人	－	－	－	－	免状の写し
		個人	－	－	－	－	

①　氏名又は名称の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款及び登記事項証明書

②　法人にあっては、代表者の氏名および役員の氏名の変更の場合には、登記事項証明書、および誓約書（施行規則様式第２）。

※１　会社・事務所の位置図、外観写真、事務所内部写真添付

●手数料

指定事項の変更により指定事業者証を再発行する場合

（代表者、社名、住所の変更の場合）

１件につき　３，０００円

（３）届出を要する事項および届出期限

	届　出　項　目	個人	法人	届　出　期　限
ア	氏名又は名称（屋号・有限・株式・合資の組織変更の場合を含む）	●	●	当該変更のあった日から **<u>３０日以内</u>**
イ	住所（登記事項証明書に記載されている本店の所在地）	●	●	
ウ	事業所の名称又は住所（当該給水区域で給水装置工事を行う事業所）	●	●	
エ	代表者氏名（登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名）		●	
オ	役員の氏名		●	
カ	給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	●	●	

（４）届出の記入に係る諸注意

①　日付は届出を提出する日を記入してください。
②　「変更に係る事項」は、表のア～カとなります。
③　「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
④　「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
⑤　「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
⑥　届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

４　指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

廃止・休止・再開における届出について（法第２５条の７、施行規則第３５条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

（１）廃止、休止、再開の届出手続き（施行規則第３５条、事業者規程第７条）

【届出に必要なもの】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第１１）

＊廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事事業者証は指定を受けている水道事業者へ返納します。

（２）廃止、休止、再開の届出事項および届出期限

①　廃止の届出 （事業を廃止したとき）	事業を廃止した日から**30 日以内**に届出します。（指定工事事業者証を返納してください。）
②　休止の届出 （事業を休止したとき）	事業を休止した日から**30 日以内**に届出します。（指定事業者証を返納してください。）
③　再開の届出 （事業を再開したとき）	事業を再開した日から**10 日以内**に届出します。（預けた指定工事事業者証を返してもらってください。）

（３）届出に際しての諸注意

① 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。

② 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、新規に指定を受けなおしてください。

③ 廃止届出の際は、完了していない工事がないか、確認させていただきます。すべての工事が完了、又は、他の業者へ業務継承の確認ができ次第、廃止届の受理を行います。

５　指定証の紛失、毀損による再交付を受けるとき

指定証の紛失・毀損における再交付申請について
（条例第 36 条、事業者規程第 6 条 6 項）

指定給水装置工事事業者指定証を紛失又は毀損した場合は再交付の申請を行ってください。

【申請に必要なもの】
佐倉市指定給水装置工事事業者指定証再交付申請書（事業者規程　様式第 2 号）
佐倉市指定給水装置工事事業者指定証（毀損した場合）
再交付手数料　3,000 円

【再交付手続き】
１．佐倉市指定給水装置工事事業者指定証再交付申請書を窓口に提出してください。
２．決裁終了後、再交付受付の完了の連絡をしますので、窓口へ再発行手数料の納付書を取りに来てください。市役所内の銀行で納入していただき、納付済み証を総合案内センター窓口で確認させていただき、新しい指定証をお渡しします。

～申請書と各届出の記入例～

様式第１（第１８条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

（あて先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

申 請 者　氏名又は名称　**さくら水道株式会社**
住　　所　**〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号**

代表者氏名　**代表取締役　水道　太郎**
（個人の場合は「水道太郎」のみ）

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

記入例

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏　　名	フリガナ 氏　　名
（法人の場合） **代表取締役**　**水道（スイドウ）　太郎（タロウ）** **取締役**　**水道（スイドウ）　花子（ハナコ）** **監査役**　**水道（スイドウ）　一郎（イチロウ）**	**※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役、監査役等の全員の役職と氏名を記入してください。** **※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。**

事 業 の 範 囲	**※給水装置工事の事業を行うものであることを確認するため下記のとおり記入してください。** **※法人にあっては、定款もしくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容をすべて記入すること。**

機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）　この用紙の大きさは、A列４番とすること。

様式第１（第１８条関係）　　（ 裏 ）

※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。	さくら水道株式会社 〒 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 TEL　　FAX
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
※郵便番号・電話番号・ＦＡＸ番号は、可能な限り記入をお願いします。 水道（スイドウ）　太郎（タロウ） ※免状のとおり記入のこと	第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと

記入例

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別表（第１８条関係）

機 械 器 具 調 書

＊ゴシック体の部分を記入してください。
＊型式、性能は記入できる範囲で記入してください。

年　月　日　現在

種　　別	名　　称	型 式、性 能	数　量	備　考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		１台	
	パイプカッター		１丁	
	その他の管の切断用の機械器具		１式	
管の加工用の機械器具	やすり		１丁	
	パイプねじ切り器		１台	
	その他の管の加工用の機械器具		１式	
接合用の機械器具	トーチランプ		１台	
	パイプレンチ		１丁	
	その他の接合用の機械器具		１式	
水圧テストポンプ			１台	
	工事の種類（４種類）によってそれぞれ記入します。下線は施行規則に規定されているものです。			

記入例

（注）　種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。
（備考）　この用紙の大きさは、A列４番とすること。

様式第２（第１８条関係及び第３４条関係）

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

年　　月　　日

※法人の場合は、代表者印を押印してください。
※個人営業の場合は、個人印を押印してください。

申請者
氏名又は名称　　さくら水道株式会社

住　　所　　〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表者氏名　　代表取締役　水道　太郎

（あて先）佐倉市上下水道事業管理者

（備考）　この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第３（第２２条関係）

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

（あて先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

※不要な文字を二重線で消してください。

届出者　さくら水道株式会社
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表取締役　水道　太郎

水道法第２５条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 ~~解任~~ の届出をします。

記入例

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	さくら水道株式会社	
上記事業所で選任・~~解任~~する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・~~解~~
水道　太郎 ※免状のとおり記入のこと	第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと	〇〇年〇〇月〇〇日 ※算用数字で記入のこと

※不要な文字を二重線で消してください。

実際に変更のあった年月日を記載す

（備考）　この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第１０（第３４条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（あて先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

さくら水道株式会社
届出者　〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表取締役　水道　花子

水道法第２５条の７の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ　サクラスイドウ 株式会社　さくら水道		
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ　ハナコ 代表取締役　水道　花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
			※算用数字で記入こと
氏名又は名称	さくら水道株式会社	株式会社　さくら水道	〇〇年〇月〇〇日
住　所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	△△市△△町△丁目△△番△△号	〇〇年〇月〇〇日
事業所の名称	さくら水道株式会社	株式会社　さくら水道 関東支社	〇〇年〇月〇〇日
事業所の住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	△△市△△町△丁目△△番△△号	〇〇年〇月〇〇日
代表者氏名	代表取締役　水道　太郎	代表取締役　水道　花子	〇〇年〇月〇〇日
役員の氏名	監査役　水道　一郎	監査役　水道　次郎	〇〇年〇月〇〇日
	※必要な箇所のみ記入してください。		

記入例

（備考）　この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第１１（第３５条関係）

指定給水装置工事事業者　廃止 ~~休止~~ ~~再開~~　届出書

（あて先）佐倉市上下水道事業管理者

※不要な文字を二重線で消してください。

年　　月　　日

届出者　**さくら水道株式会社**
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表取締役　水道　太郎

※廃止、休止にあっては指定給水装置工事事業者証を返納してください。再開する場合は返納した事業者証の返還を受けてください。

水道法第２５条の７の規定に基づき、給水装置工事の~~事~~業の廃 ~~再~~ の届出をします。

記入例

フリガナ 氏名又は名称	ｻｸﾗｽｲﾄﾞｳｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ さくら水道株式会社
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	ｽｲﾄﾞｳ　ﾀﾛｳ 代表取締役　水道　太郎
（廃止・~~休止~~・~~再開~~）の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
（廃止・~~休止~~・~~再開~~）の理由	廃止、休止、再開の理由を記入します。

（備考）　この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

別記　様式第１号

事業運営に関する確認書（新規）

（宛先）佐倉市上下水道部事業管理者

届出年月日を記入する。

年　　月　　日

氏名又は名称　さくら水道株式会社
郵便番号　　285-○○○○
住　　所　○○市○○町○丁目○番○号

代 表 者 氏 名　代表取締役　水道　太郎
電　話　番　号　○○○－○○－○○○○

指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表　：　可　・　不可）
休　業　日（日、祭日、12 月 30 日～1 月 3 日）
営　業　日（月～土　　）
営 業 時 間（午前・午後）　8 時 30 分から　（午前・午後）5 時 00 分まで
修繕対応時間（午前・午後）　9 時 00 分から　（午前・午後）5 時 00 分まで

漏水等修繕対応の可否（公表　：　可　・　不可）
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕　・　埋設部の修繕
その他　（　トイレ及びお風呂の修繕のみ対応　　）

対応工事等（公表　：　可　・　不可）
配水管からの分岐　～　水道メーター（施工する　・　施工しない）
水道メーター　　～　宅内給水装置（施工する　・　施工しない）

その他　自由記入（公表　：　可　・　不可　）
緊急時連絡先　×××－×××－××××（代表者携帯）

ウェブサイト等への公表の可否を記

※公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出るようお願いします。

記入例

別記　様式第２号

事業運営に関する確認書（更新）

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

氏名又は名称　　さくら水道株式会社
郵 便 番 号　　285-○○○○
住　　所　　○○市○○町○丁目○番○号
代 表 者 氏 名　代表取締役　水道　太郎
電　話　番　号　○○○－○○－○○○○

①指定給水装置工事事業者研修等の受講実績（過去５年以内）

受講年月日（受講を証明する書類の写しを添付してください。 （公表　(：)　可　・　不可）
××年○○月△△日　・　未受講
（未受講の場合、その理由）※非公表

修了証書と受講年月日を一致させること。

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公(表)　：　可　・　不可） 休　業　日　（　　） 営　業　日　（　　） 営 業 時 間　（　　） 修繕対応時間　（　　）
漏水等修繕対応の可否（公(表)　：　可　・　不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕　・　埋設部の修繕 その他　（　　）
対応工事等（公(表)　：　可　・　不可） 配水管からの分岐　～　水道メーター（(施工する)　・　施工しない） 水道メーター　～　宅内給水装置（(施工する)　・　施工しない）
その他　自由記入（(公)表　：　可　・　不可　） 緊急時連絡先　×××－×××－××××（代表者携帯）

ウェブサイト等への公表の可否を記

※公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出るようお願いします。

記入例

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則　第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者氏名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道　一郎	給水装置振興財団 ｅーラーニング	○○年××月△△日
		年　　月　　日
上記の内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載含みます。個人情報は一切公表しません。）		
可　　・　　不可		

受講を証明する書類（受講証明書、給水装置工事主任技術者証等）の写しを添付してください。

④過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則　第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

記入例

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格を有しているか（○×を記入）	保有している資格等	工事年度
水道　一郎	○	○	検定会合格者	○○年度
上記の内容の公表の可否（公表にはウェブサイト等への掲載を含みます。個人情報は一切公表しません。）				

別記　様式第３号

業務内容変更届出書

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

氏名又は名称　　さくら水道株式会社
郵 便 番 号　　285-○○○○
住　　所　　○○市○○町○丁目○番○号
代 表 者 氏 名　代表取締役　水道　太郎
電　話　番　号　○○○－○○－○○○○

次のとおり業務内容の変更の届出をします。

営業時間等（公表　：　(可)　・　不可）		漏水等修繕対応　（公表　：　可　・　不可）	
対応工事等　（公表　：　可　・　不可）		その他　（公表　：　可　・　不可）	
変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
休　業　日 営　業　日			
営業時間	(午前　・　午後) 時　分から (午前　・　午後) 時　分から	(午前　・　午後) 時　分から (午前　・　午後) 時　分から	○○年××月△△日
修繕対応時間	(午前　・　午後) 時　分から (午前　・　午後) 時　分から	(午前　・　午後) 時　分から (午前　・　午後) 時　分から	年　月　日
漏水等修繕対応	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他	
配水管からの分岐～水道メーター	施行する・施工しない	施行する・施工しない	
水道メーター～宅内給水装置	施行する・施工しない	施行する・施工しない	
その他			

※営業時間等には、休業日、営業日、修繕対応時間、対応工事等には、配水管からの分岐～水道メーター、水道メーター～宅内給水装置を含みます。
※変更該当箇所の公表と変更箇所のみ記入をお願いします。

記入例

様式第１号

事業運営に関する確認書（新規）

（宛先）佐倉市上下水道部事業管理者

年　　月　　日

氏名又は名称
郵便番号
住　　所
代 表 者 氏 名
電　話　番　号

指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表　：　可　・　不可） 休　業　日（　　） 営　業　日（　　） 営 業 時 間（　　） 修繕対応時間（　　）
漏水等修繕対応の可否（公表　：　可　・　不可） （該当部に〇をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕　・　埋設部の修繕 その他　（　　）
対応工事等（公表　：　可　・　不可） 配水管からの分岐　～　水道メーター（施工する　・　施工しない） 水道メーター　　～　宅内給水装置（施工する　・　施工しない）
その他　自由記入（公表　：　可　・　不可　） 緊急時連絡先

※公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出るようお願いします。

様式第２号

事業運営に関する確認書（更新）

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

氏名又は名称
郵 便 番 号
住　　所

代表者氏名
電 話 番 号

①指定給水装置工事事業者研修等の受講実績（過去５年以内）

受講年月日（受講を証明する書類の写しを添付してください。 （公表　：　可　・　不可）
年　　月　　日　・　未受講
（未受講の場合、その理由）※非公表

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表　：　可　・　不可） 休　業　日　（　　） 営　業　日　（　　） 営 業 時 間　（　　） 修繕対応時間　（　　）
漏水等修繕対応の可否（公表　：　可　・　不可） （該当部に〇をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕　・　埋設部の修繕 その他　（　　）
対応工事等（公表　：　可　・　不可） 配水管からの分岐　～　水道メーター（施工する　・　施工しない） 水道メーター　　～　宅内給水装置（施工する　・　施工しない）
その他　自由記入（公表　：　可　・　不可　） 緊急時連絡先

※公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出るようお願いします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則　第 36 条
　法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）
　4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者氏名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
		年　　月　　日
上記の内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載含みます。個人情報は一切公表しません。）		
可　　・　　不可		

受講を証明する書類（受講証明書、給水装置工事主任技術者証等）の写しを添付してください。

④過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則　第 36 条
　法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）
　2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格を有しているか（○×を記入）	保有している資格等	工事年度
上記の内容の公表の可否（公表にはウェブサイト等への掲載を含みます。個人情報は一切公表しません。）				

様式第３号

業務内容変更届出書

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

氏名又は名称
郵　便　番　号
住　　所
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次のとおり業務内容の変更の届出をします。

営業時間等（公表　：　可　・　不可）		漏水等修繕対応　（公表　：　可　・　不可）	
対応工事等　（公表　：　可　・　不可）		その他　（公表　：　可　・　不可）	
変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
休　業　日 営　業　日			
営業時間	（午前　・　午後） 時　分から （午前　・　午後） 時　分から	（午前　・　午後） 時　分から （午前　・　午後） 時　分から	年　月　日
修繕対応時間	（午前　・　午後） 時　分から （午前　・　午後） 時　分から	（午前　・　午後） 時　分から （午前　・　午後） 時　分から	年　月　日
漏水等修繕対応	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他	屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他	
配水管からの分岐 ～水道メーター	施行する・施工しない	施行する・施工しない	
水道メーター ～宅内給水装置	施行する・施工しない	施行する・施工しない	
その他			

※営業時間等には、休業日、営業日、修繕対応時間、対応工事等には、配水管からの分岐～水道メーター、水道メーター～宅内給水装置を含みます。
※変更該当箇所の公表と変更箇所のみ記入をお願いします。

【指定給水装置工事事業者の処分に係る関係法令】

第二十五条の三（指定の基準）

水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一　事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ　第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

２　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（給水装置工事主任技術者）

第二十五条の四　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

３　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一　給水装置工事に関する技術上の管理

二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四　その他厚生労働省令で定める職務

４　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第二十五条の七　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

（事業の基準）

第二十五条の八　指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第二十五条の九　水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第二十五条の十　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる

（指定の取消し）

第二十五条の十一　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

一　第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二　第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五　第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八　不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

２　第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程

第8条　（指定の停止）

管理者は、指定給水装置工事事業者が法第 25 条の 11 第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月以内の期間を定めて指定を停止することができる。

佐倉市上下水道部

〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町９７番地

Tel　０４３－４８５－１１９１（代表）
Fax　０４３－４８５－１１９４